

# こぶしの里居宅介護支援事業 重要事項説明書

当事業者は介護保険の指定を受けています。  
《兵庫県指定 第2874700020号》

当事業者は、ご契約者に対して居宅介護支援事業サービスを提供します。居宅介護支援事業の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

## 1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口について

電話番号	0796 (97) 2799	FAX番号	0796 (97) 2967
相談日	毎週月曜日から金曜日 ただし、祝祭日及び12月29日から1月3日までを除く		
相談時間	8時30分から17時30分まで ただし、時間外については、その都度必要により対応します。		
担当者	(介護支援専門員) 瀧川 亜 弥 《管理者兼務》		

## 2. 当事業所経営法人について

法人名	社会福祉法人 みかたこぶしの里		
法人所在地	兵庫県美方郡香美町小代区神水638番地		
電話番号	0796 (97) 2725	FAX番号	0796 (97) 2967
代表者氏名	理事長 邊 見 豊		
設立年月日	平成元年3月1日		
ホームページアドレス	<a href="http://kobushinosato.jp/">http://kobushinosato.jp/</a>		
事業内容	介護老人福祉施設（特別養護老人ホームこぶし園、特別養護老人ホームむらおかこぶし園）		
	短期入所生活介護（こぶし園短期入所生活介護施設、むらおかこぶし園短期入所生活介護施設）		
	通所介護事業（こぶしの里通所介護事業所、デイサービスいそうの花）		
	認知症対応型共同生活介護（グループホームむらおかの空）		
	生活支援ハウス事業（香美町小代生活支援ハウスこぶしの里）		

## 3. 居宅介護支援サービス提供を担当する事業所について

### (1) 事業所の所在地等

介護保険指定	兵庫県指定 平成12年4月1日 第2874700020号
事業所名	こぶしの里居宅介護支援事業所
所在地	兵庫県美方郡香美町小代区神水638番地
通常の事業の実施範囲	美方郡香美町小代区・村岡区 上記地域内での交通費はサービス利用料金に含まれています。
施設の所在地《交通機関》	兵庫県美方郡香美町小代区神水638番地 JR八鹿駅から全但バス秋岡行「小代物産館」下車、西へ徒歩5分

事業運営方針	「安心して歳を重ねたい・・・」この思いは人間らしく老いるために誰しも達成したい共通の願いです。この願いを可能な限り保障するために、①ノーマライゼーションの確立、②人権の保障、③生きがいの創造、の三つの基本理念を掲げ、その具現化に努めます。
管理者氏名	瀧川 亜 弥

## (2) 事業の目的及び運営の方針

### 1. 事業の目的

ご契約者等の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、ご契約者の希望等を勘察し、利用する介護サービス等の種類及び内容、居宅サービス計画を作成するとともに、サービス計画に基づき、各サービスの提供が確保されるよう、各事業所等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、契約者が介護保険施設の入所を希望する場合は、介護保険施設への紹介等の便宜の提供を行うことを目的とします。

### 2. 事業の方針

- ① ご契約者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行います。
- ② ご契約者の意志及び人格を尊重し、常にご契約者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公平中立に行います。  
\* サービス開始に際し、ケアマネジメントの公正中立の確保を図る観点からサービス情報公表制度において、前 6 か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の各サービスの割合と同一事業者によって提供されたものの割合を提示します。
- ③ 事業の実施にあたっては、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携を図り総合的なサービスの提供に努めます。
- ④ 上記の他「指定居宅介護支援事業等の事業の人員及び運営に関する基準（厚生省令第38号、平成11年3月31日付）」第13条の具体的取り扱い方針を遵守します。

## 4. 提供するサービスの内容と利用料金について

### (1) サービスの内容について

利用者からのご依頼を受け、利用者宅を訪問し、事業所の概要など事業所を選択する上での判断材料となる事項についてご説明します。

説明に納得いただけましたら、当事業所とサービス利用の契約を交わします。

#### 1. 要介護（要支援）認定の申請・更新・変更の申請支援

- ① 介護認定の申請手続きについて、町役場（保険者）へご本人に代わり申請の代行を行うことができます。
- ② ご契約者が要介護（要支援）認定の変更や、見直し認定を受けるために、その申請を代わって行ったり、必要な支援を行います。

#### 2. 居宅サービス計画の作成

- ① ご契約者の心身の状況を把握するとともに、地域における居宅サービス事業者が実施しているサービスの内容、利用料等の情報を提供し、どのような状態をめざすのか、サービスの選択を求めながら、ご契約者とともに考えます。
- ② ご契約者の希望に添い、具体的なサービス提供のための調整を行い、サービスを提供するうえで介護目標や留意点を含み、居宅サービス計画原案を作成します。計画原案では、サービスの種類

や内容、時間、回数、料金等について提案させていただきます。

\*このとき、複数のサービス事業者等をご紹介させていただき、その中から選んでいただきます。

\*居宅サービス計画に位置付けたサービス事業者の選定理由を求めることができます。

- ③ ご契約者に居宅サービス計画の原案について説明を行ったうえで、必要があれば変更を行います。  
ご契約者が居宅サービス計画案（変更を含む）に同意をされた場合、各サービス提供事業者と契約いただいたうえで、計画を基に各サービス提供が開始されます。

### 3. 居宅サービス実行の管理

- ① サービス利用開始後も、ご契約者や各サービス提供事業者と継続的に連絡をとり、変化や不都合がないか見守ります。  
変化や不都合が生じた場合は計画を見直し、調整します。
- ② ご契約者の状態について定期的に再評価を行い、またご契約者の申し出により又は状態の変化等に応じて居宅サービス計画の評価、変更等を行います。
- ③ 介護支援専門員は、サービスが計画通りに提供されたかなどを確認して、サービス給付管理を行います。

### 4. 居宅サービス事業者等との連絡調整・便宜の提供

- ① ご契約者の居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ② ご契約者が介護保険施設への入院又は入所を希望した場合には、介護保険施設の紹介その他の支援を行います。
- ③ ケアプランの作成時（又は変更時）やサービスの利用時に必要な場合は、利用者の同意を得た上で、関係する医療機関やご契約者の主治医との連携を図ります。

### 5. 相談・訪問・閲覧

- ① 介護保険や介護に関することは、幅広くご相談に応じます。
- ② 介護支援専門員が、ご契約者のお宅を少なくとも1ヶ月に1回訪問し、状況の把握等に努めます。
- ③ ご契約者は、サービス提供の実施記録を閲覧し、複写物の交付を受けることができます。ただし、複写物の内容により複写代等の実費をご負担いただく場合があります。

## (2) サービス利用料金について

次表のとおり、厚生労働大臣が定める基準額に基づくサービス利用料金を適用します。居宅介護支援費（Ⅰ）には、特別地域加算15%加算を含みます。

単	位	単価（1ヶ月あたり）
介護予防支援費	要支援 1・2	4,420円
	要介護 1・2	12,490円
居宅介護支援費（Ⅰ）	要介護 3・4・5	16,230円

- 注記 1. 介護保険が適用される場合は、以上の利用料金は、直接介護保険から事業所に給付されますので、ご契約者のご負担はありません。  
また、居宅サービス計画の作成・変更及び事業者との連絡調整、相談説明等についても、原則としてご契約者のご負担はありません。
2. ただし、ご契約者に保険料の滞納がある場合には、一旦サービス利用料金の全額をいただき、当事業所が発行する証明書をもって、後日払い戻しとなる場合があります。
3. 滞納の期間によっては、全額ご契約者のご負担となる場合もあります。
4. 要介護認定等の前に暫定居宅介護支援サービスの提供を受け、認定後ご契約者が「自立」と

判定された場合は、居宅サービス計画作成に伴う実費として4,420円（介護予防支援費の額）をご負担いただきます。

5. ご契約者が当時業所の所在する建物と同一、または隣接する敷地内に居住する場合、サービス利用料金は所定単位の95%を算定します。

## 5. その他の費用について

### (1) 訪問調査等に係る交通費

ご契約者のお宅が当事業所の通常の実施地域外にあるときは、訪問調査・訪問相談等に係る交通費として、次の金額をご負担いただきます。

実施地域境界 より 片道	5km未満	400円
	5km ~ 10km未満	800円
	10km以上、5kmまで毎に	400円加算

### (2) 本契約の解約料

契約書の第3条第3項に規定されている解約の申し出により、契約を終了する場合は、上記4の(2)に掲げる表により、サービス利用料金の80%をご負担いただきます。

### (3) 複写物の交付料金

ご契約者の請求により、サービス提供の実施記録等について交付する場合には、複写経費として1枚あたり10円をご負担いただきます。

### (4) サービス実施のためにご契約者のお宅で使用する電話料金

やむを得ず、ご契約者のお宅で電話を使用した場合、ご契約者のご負担をお願いします。

## 6. 料金の支払い時期と支払い方法について

### (1) 利用料、その他の費用の請求

1. 利用料、その他の費用は、利用者負担がある場合に、利用の月毎にその合計金額を請求いたします。
2. 請求書は、利用明細を添えて、利用のあったその都度、若しくは利用のあった月の翌月10日までに、利用者宛にお届けします。

### (2) 利用料、その他の費用の支払い

1. 請求書を受け取られましたら、お渡しする利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の20日までに、次の何れかの方法によりお支払いください。

#### ①指定口座への振り込みによる方法

金融機関	但馬信用金庫村岡支店
口座名	こぶしの里居宅介護支援事業所
口座番号	普通預金 0328485

#### ②ご契約者指定口座からの自動振替による方法

但馬信用金庫美方支店・たじま農業協同組合美方支店・但馬銀行村岡支店の何れかで、ご契約者の指定口座により自動振替の手続きをいただきました場合は、振替手数料は事業者で負担します。

#### ③現金払いによる方法

訪問時、又はこぶしの里居宅介護支援事業所事務所へお願いします。

2. お支払いを確認しましたら、領収書をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。

## 7. 事業者の責務について

### (1) 介護支援専門員の身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者より求められた時は、いつでも身分証を提示します。

### (2) 居宅介護支援の提供内容の記録の保管

ご契約者に提供したサービス提供の記録は、ご契約者の要介護認定等の満了の日から5年間保管します。

記録の閲覧・写しの交付については、ご契約者とその家族に限り可能です。

### (3) 秘密保持と個人情報（プライバシー）の保護について

当事業所及び関係職員がサービスを提供する際に、ご契約者に関して知り得た情報については、契約期間中はもとより契約終了後も正当な理由なく第三者に漏らしません。

また、ご契約者やそのご家族に関する個人情報が含まれる記録物に関しては、善良な管理者の注意をもって管理を行い、処分の際にも漏洩の防止に努めます。

ただし、円滑かつ一体的なサービス提供を行うために、サービス担当者会議等でご契約者に係る情報を使用します。この場合には、あらかじめご契約者に説明し、同意を得たうえで使用します。その際には、同意書に署名をいただきます。

### (4) 苦情・ハラスメント対策について

当事業所は、提供したサービスに対する利用者又はその家族等からの苦情・ハラスメントに、迅速かつ適切に対応するための必要な措置を講じます。

### (5) 虐待の防止について

当事業所は、利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備するとともに、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、虐待防止に関する責任者を選定し、虐待を防止するため研修会を実施します。

また、サービス提供中に、当事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

### (6) 事故発生時の対応について

利用者に対する当事業所職員のサービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

### (7) 業務継続計画（BCP）について

感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施します。

### (8) 衛生管理について

感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議したり、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努めます。

### (9) 賠償の責任について

1. 当事業所の責任において、ご契約者の生命・身体・財産などを傷つけた場合は、事業所はご契約者にその損害を賠償します。
2. 当事業者は、「社会福祉施設総合保険制度」に加入しています。内容詳細についてお知りになりたい場合は、当事業所管理者までご連絡ください。

## 8. 契約の解約について

### (1) ご契約者からの解約について

1. ご契約者は当事業所に対し、契約書に添付した「契約解約申出書」を解約する日の2週間前までに事業所に届け出ることによって、この契約を解約することができます。この場合の解約料は無料です。
2. 次の場合は、ご契約者は事業所に申し出を行うことによって、「契約解約申出書」を提出することなしに、この契約をいつでも解約することができます。この場合も解約料は無料です。
  - ① 事業者が正当な理由なしに居宅介護支援の提供を行わない場合
  - ② 事業者が守秘義務に反した場合
  - ③ 事業者がご契約者に対して契約を継続しがたいほど重大な社会通念を逸脱する行為を行った場合

- ④ 事業者が破産、その他事業者がこの契約に定める居宅介護支援の提供を正常に行えない状況に陥った場合
  - ⑤ ご契約者の緊急入院等、やむを得ない場合
3. ただし、前項1. 2. 以外の手続き、または理由により解約を希望される場合は、解約料3千円を支払うことにより、直ちにこの契約を解約できます。
  4. 契約の変更更新の際は、変更の内容を文書にてお知らせします。その際発行した文書に、ご契約者が変更内容に納得できない場合は解約することも可能です。

## (2) 事業者からの契約解約について

当事業所は、事業の廃止や縮小によりサービス提供が困難となった場合など、やむを得ない事情がある場合、ご契約者に対して契約終了日の1ヵ月前までに理由を示した文書でお知らせすることにより、契約を解除することができます。

この場合、当事業所は他の居宅介護支援事業所に関する情報をお伝えするなど、ご契約者が続けて滞りなく介護保険を利用してサービスを受けることができるように支援します。

ただし、次の場合には、1ヵ月以上の事前申し出期間なしに、契約を解約することができます

1. ご契約者が、契約に定める利用料金等の支払いを3ヵ月以上滞納し、文書による支払い催促を行ったにもかかわらず、催促の日から14日以内にその支払いがなかった場合
2. ご契約者若しくはその関係者による契約を継続しがたいほどの重大な行為により円滑なサービスが提供できなくなった場合

この場合は、解約をする理由を示した文書をご契約者にお渡しします。

## 9. 契約の終了について

次の場合は、自動的に契約は終了します。

- (1) ご契約者が介護保険施設に入所した場合
- (2) ご契約者が特定施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護の受給を開始した場合
- (3) ご契約者が身体障害者療養施設等の介護保険の被保険者としての資格を失う施設へ入所した場合
- (4) ご契約者の要介護認定区分が「自立」と認定された場合
- (5) ご契約者が当事業所の関わりができないほど遠くに移転された場合
- (6) ご契約者がお亡くなりになった場合

## 10. サービス提供中における緊急時の対応について

サービス提供中に、ご契約者に緊急の事態が発生した場合、ご契約者の主治医に連絡するとともに、必要な対応を行います。その際、家族関係者等あらかじめ指定する連絡先にも連絡を行います。

## 11. 相談・苦情窓口について

次のことについて、ご相談や苦情などございましたら、当事業所他次の窓口までご遠慮なくお申し出ください。

1. 当事業所が提供するサービスについて
2. 居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについて

### (1) 事業者相談・苦情受付窓口

所在地	兵庫県美方郡香美町小代区神水638番地		
電話番号	0796 (97) 2799	FAX 番号	0796 (97) 2967
受付時間	毎週月曜日から金曜日 8時30分 から 17時30分		
担当者	施設長 山根 直美	主任相談員	田中 洋士

(2) 行政機関その他苦情窓口

1. 国民健康保険団体連合会

所在地	兵庫県神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1802号		
電話番号	078(332)5617	FAX番号	078(332)5650
受付時間	毎週月曜日から金曜日 9時00分 から 17時15分		

2. 香美町役場 福祉課 介護保険係

所在地	兵庫県美方郡香美町香住区香住870番地の1		
電話番号	0796(36)4345	FAX番号	0796(36)4004
受付時間	毎週月曜日から金曜日 8時30分 から 17時15分		

3. 第三者サービス評価委員

当法人では、第三者サービス評価委員を設置し、4名の方に委嘱しています。各委員に対し、直接または電話でご相談下さい。

氏名	住 所	電話番号
上田 啓子	兵庫県美方郡香美町小代区佐坊185	0796(80)1033
上田 昌司	兵庫県美方郡香美町村岡区市原349-1	080-1425-4783
岡村 國俊	兵庫県美方郡香美町小代区忠宮261	0796(97)3090
北村 ひろみ	兵庫県美方郡香美町村岡区長瀬208	0796(95)1121

12. 重要事項を説明した年月日等について

この重要事項説明書の説明年月日及び場所

説明年月日	令和 年 月 日 時 分
説明場所	

居宅介護支援の提供開始にあたり、ご契約者に対して本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。  
令和 年 月 日

《事業者》所在地 兵庫県美方郡香美町小代区神水638番地  
名称 社会福祉法人みかたこぶしの里  
代表者 理事長 邊見 豊

《説明者》所属 こぶしの里居宅介護支援事業所  
職種 介護支援専門員  
氏名 瀧川 亜弥

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

《契約者》 住所 \_\_\_\_\_  
(利用者) 氏名 \_\_\_\_\_ (印)

【署名代行者を選定した場合】  
(署名代行者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ (印)

(契約者との関係： )

【引受人を選定した場合】  
《引受人》 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ (印)

(契約者との関係： )